

土地対策会議研究会（平成26年1月29日）意見に対する調整結果

【犬山浄水場施設整備事業について】

1 自然環境課（生物多様性保全グループ）

(1) 自然公園・鳥獣グループ

- ① 犬山浄水場は、敷地の西側が飛騨木曾川国定公園の普通地域となっており、工作物の新築等の行為を行う場合は、行為着手の30日前までに、自然公園法第33条第1項に基づく届出をしてください。

自然公園法施行規則第十四条（以下、「規則」とする。）で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合及び土地の形状変更（規則第十五条で定めるものを除く）を行う場合は、届出を行うことで了解を得ました。

本件の太陽光パネルの設置は、同届出の対象外であることを確認しました。

なお、太陽光パネルの設置にあたり土地の不陸整正を行います。このことについて「規則第十五条で定める範囲で施工します」との説明を行ったところ、了解されました。

- ② 自然公園内での行為面積が1haを超える場合は、緑地を確保する必要があるため、届出に緑地の配置予定図を添付してください。

「行為面積が1haを超える場合」は、届出に緑地の配置予定図を添付することで了解を得ました。

なお、意見は、「国定公園及び愛知県立自然公園の許可、届出等の取扱要領」第31に基づくものであることを確認しました。同要領第1は、「自然公園法第33条第1項に規定する普通地域内において行う行為に関する届出行為に対する措置に関しては、法、自然公園法施行令及び自然公園法施行規則の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる」と規定していることから、自然公園法の届出対象外の行為については、同要領第31は適用外であることを確認しました。

- ③ なお、太陽光発電施設の設置は、周辺の風致景観に影響を及ぼしかねないことから、風致景観への影響が極力低減されるような緑地の配置としてください。

太陽光発電施設は、周辺の風致景観に配慮した設計とすることで了解を得ました。

また、太陽光発電施設のみならず、本件計画のすべての施設については、犬山市景観条例に基づく設計とするため、市と調整しつつ設計を行うこととして了解を得ました。

(2) 野生生物グループ

事業区域周辺ではレッドデータブックあいち2009に記載されている希少種が、過去の調査で確認されています（地図メッシュ番号「5336074」：別紙参照）。その他の希少種も含め、希少種の生息生育があるかどうかを事前に犬山市等に確認してください。確認された場合は、有効な保全策を検討する必要がありますので、自然環境課と協議してください。

事業計画用地における希少種の生息生育について犬山市に確認し、確認された場合はその保全策について自然環境課と協議することで了解を得ました。

(3) 生物多様性保全グループ

自然公園や既に宅地化された土地等の除外区域を除き 1ha を超えない場合は、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく大規模行為の通知は不要です。

別図1のとおり、事業計画用地は、自然公園（飛騨木曾川国定公園）の指定地又は宅地化された土地であることを確認し、通知が不要であることで了解を得ました。

(4) 生態系ネットワークグループ

「自然環境の保全と再生のガイドライン」に基づき生物多様性保全に配慮した事業としてください。

施設整備にあわせて実施する植栽については、ガイドラインに基づき、生物多様性保全に配慮することで了解を得ました。

2 水地盤環境課

(1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出事項に変更がある場合は、工事着手の 60 日前までに届出が必要となるため、事前に尾張県民事務所環境保全課と協議してください。

本件で更新を予定する脱水機は、水質汚濁防止法の特定施設（水質汚濁防止法施行令 別表第一 七十一の四 イ）に該当することを確認しました。

更新は、同法第五条に規定する設置の届出及び同法第十条に規定する廃止の届出に該当することを確認しました。

よって、工事着手の 60 日前までに設置の届出が受理されるように、尾張県民事務所環境保全課と事前協議することで、また、廃止後 30 日以内に廃止の届出をすることで了解を得ました。

(2) 土地の形質の変更に着手する 30 日前までに土壤汚染対策法第 4 条第 1 項に定める届出をしてください。

届出を行うことで了解を得ました。

3 資源循環推進課

(1) 排水処理施設の更新に伴い、現行の脱水施設を廃止したときは、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書により、遅滞なく尾張県事務所廃棄物対策課へ廃止の届出をしてください。

廃止の届出をすることで了解を得ました。

- (2) 更新後の脱水施設について1日当たりの処理能力が10 m³を超える場合は、産業廃棄物処理施設に該当しますので、産業廃棄物処理施設設置許可申請をしてください。

1日当たりの処理能力が10 m³を超えることは確実であるため、産業廃棄物処理施設設置許可申請を行うことで了解を得ました。

4 砂防課

砂防指定地に該当する箇所があり許可が必要になる場合がありますので、一宮建設事務所維持管理課と調整してください。

なお、砂防指定地内行為の面積が5ha以上の場合には、砂防課とも調整してください。

一宮建設事務所維持管理課（以下、「管理課」と調整した結果は、次のとおりでした。

本件事業計画について「太陽光パネルを設置する事業であり、計画区域のうち、約1haが砂防指定地となっています（別図2）」と説明したところ、管理課から「土地区画整理事業が完了した区域内の行為で、砂防設備から2メートル以上離れている場所で行うものは適用除外です」との指導を受けました。犬山市役所に確認したところ、本件事業計画区域で土地区画整理事業が行われた事実はなく、制限行為を行う場合は砂防法の許可（申請者がPFI事業者の場合）又は同意（企業庁の場合）を得ることで了承を得ました。この制限行為については、次のとおり了承を得ました。

- ① 太陽光パネルの設置にあたり、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為を伴わない場合、例えば杭基礎工事とする場合は、制限行為に当たりません。ただし、杭基礎工事において掘削残土を現場で野積みする場合は制限行為に当たります。
- ② 土地を掘削して太陽光パネルを設置する場合は、制限行為に当たります。「砂防指定地内行為技術審査基準（建設部）」に適合する設計施工とするため、申請（PFI事業者の場合）又は協議（企業庁の場合）にあたっては、事前に管理課と調整することとします。

5 建築指導課（開発グループ）

「水道法第3条第2項に規定する水道事業若しくは同条第4項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第8項に規定する水道施設である建築物」（都市計画法施行令第21条第15号抜粋）に該当しない場合は、都市計画法の許可（または協議）が必要になる場合があるので、尾張建設事務所建築課に相談してください。

都市計画法の許可（または協議）が必要か否かについて、尾張建設事務所建築課に相談することで、建築指導課の了解を得ました。

6 建築指導課（建築指導グループ）

建築物に該当するものは全て建築確認申請が必要になります。また、太陽光パネル及びその付属施設については、設置方法等にもよるが建築物と判断される場合がありますので、注意して下さい。

本件で設置を予定する脱水機棟、発電機棟及びケーキヤード棟については、建築確認申請を行うことで了解を得ました。

また、太陽光発電施設については、パワーコンディショナを建屋に収納した場合、建屋に点検作業員が立ち入る空間がある場合には、この建屋を建築物と判断する可能性があることから、設置にあたっては設計図面を以って事前に協議をすることで了解を得ました。なお、太陽光パネルの設置方法は、簡易な基礎と支柱によりパネルを支持するいわゆる「野立て工法（別図3）」を採用する場合には建築物ではないとのことでしたが、設置にあたっては設計図面を以って事前に協議をすることで了解を得ました。

7 交通規制課

事業を実施するに際しては、工事車両及び関係車両等の誘導について、周辺の交通環境に配慮した計画とされたい。

工事計画については、地元並びに学校関係者に説明し調整を図られたい。

工事施工計画の立案にあっては、犬山市役所、地元町内会及び地元小中学校と十分に調整し、必要に応じて工事関係車両の通行する時間帯を調整し、また、誘導員を配置する等とすることで了解を得ました。

レイヤ表示

自然公園区域

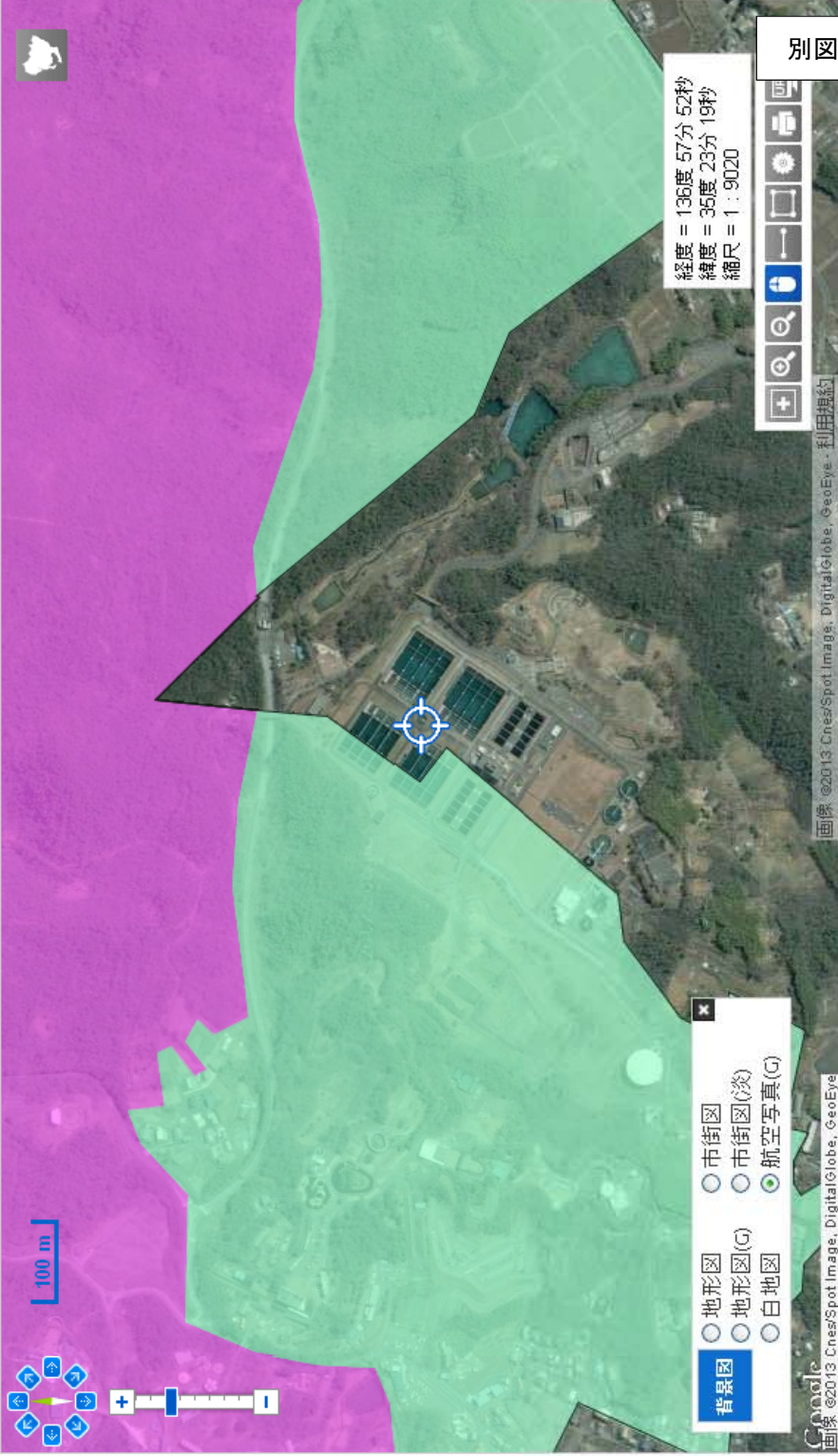
愛知県内の自然公園の公園区域です。

>> マップの情報を見る

すべてオン

すべてオフ

- 普通地域
- 自然公園区域線
- 特別地域
- 特別保護地区



別図 1

レイヤ表示

愛知県土地利用規制情報マップ

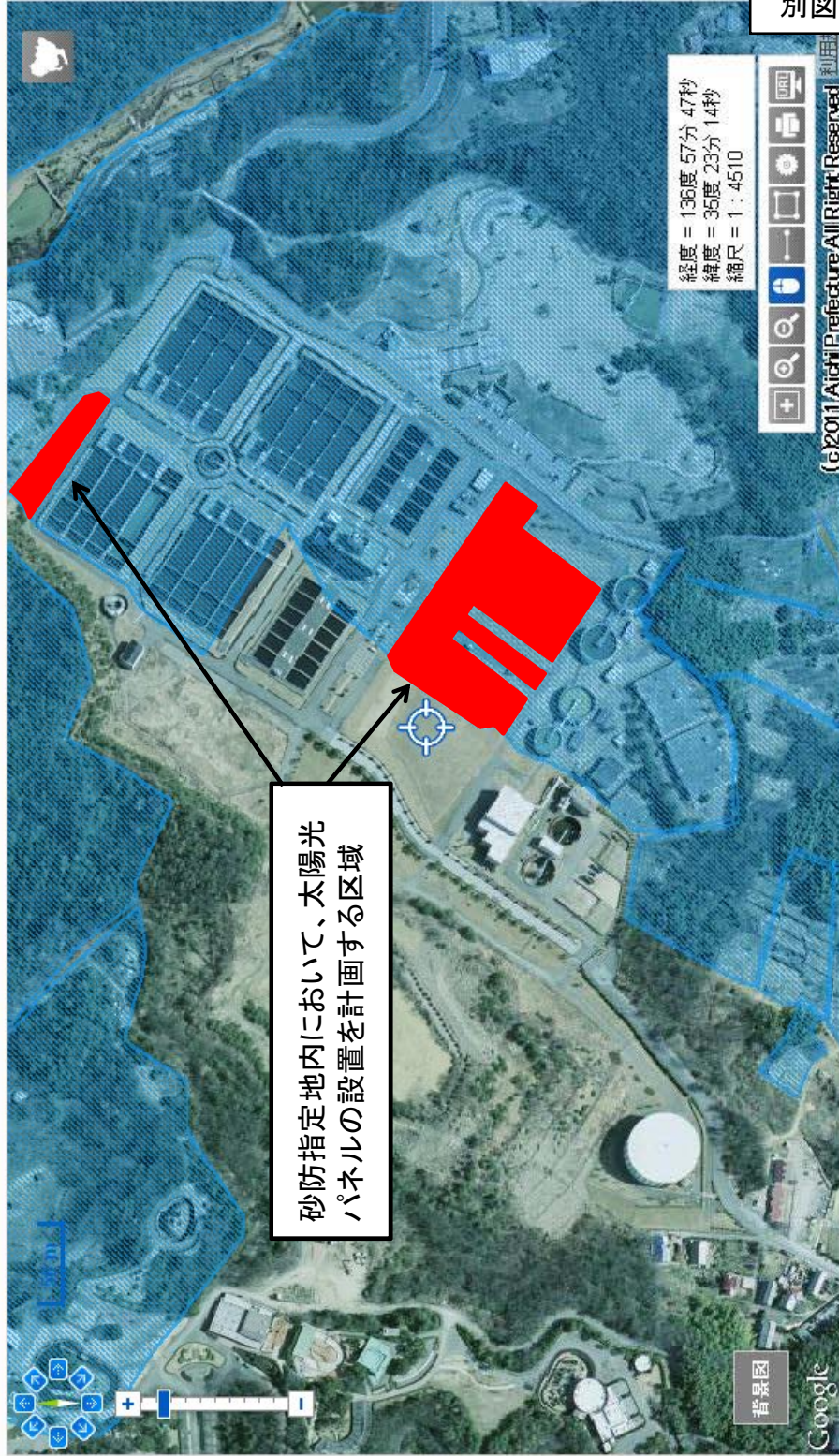
愛知県土地利用規制情報データは、土地に関する主な土地利用規制の概要を重畳して表示するものです。 ※ 内容はおおよそのものですので、詳細については、個別法の所定の図面等で確認してください。

>> マップの情報を見る

すべてオン

すべてオフ

- 農業振興地域(H22.3.31現在)
- 農用地区域(H22.3.31現在)
- 国有林
- 地域森林計画対象国有林
- 保安林
- 特別緑地保全地区
- 工場通地
- 砂防指定地
- 地すべり危険箇所
- 土石流危険渓流域
- 土石流危険渓流による危険区域
- 土石流危険警戒区域(土石流)
- 指定済み
- 解除済み
- 土砂災害特別警戒区域(土石流)



別図 2

省 略

(太陽光パネル設置事例の写真)

犬山浄水場施設整備事業 計画概要

1 事業主体

愛知県企業庁

2 計画概要

(1) 位置及び面積

犬山浄水場：犬山市大字犬山字東洞 15 番地始め 18 筆

所 在	公簿面積 (㎡)
犬山浄水場 (18筆)	184,451
うち、今回の計画面積	約75,000
〔 PFI事業区域 (A) 〕	〔 60,000 〕
〔 PFI事業区域 (B) 〕	〔 13,350 〕
〔 PFI事業区域 (C) 〕	〔 1,500 〕
計	〔 74,850 〕

(2) 地目

水道用地

(3) 関係法令等

- ・ 都市計画法及び建築基準法
- ・ 自然公園法
- ・ 自然環境の保全及び緑地の推進に関する条例
- ・ 土壌汚染対策法 等々

(4) 施設整備事業の内容

別添 1「計画平面図」、別添 2「尾張 PFI について」のとおり

① 主な整備内容

犬山浄水場内に水道施設（排水処理棟、LNG サテライトステーション、ケーキヤード棟、太陽光パネル等）を設置します。

なお、浄水場用地は造成済みです。

② 事業期間

PFI 事業（建設及び維持管理）期間：平成 27 年度から平成 48 年度（22 年間）

施設整備事業（建設工事）期間：平成 27 年度から平成 28 年度（2 年間）

(5) 排水計画

① 雨水排水

河川管理者の許可を得て、雨水排水を 1 級河川木曾川水系郷瀬川へ放流するための排水管を整備済みです。

② 浄水排水

浄水処理工程で発生する浄水排水は、浄水工程へ返送して再利用していますので、浄水場外への放流はありません。

③ 生活排水

浄水場管理棟で発生する生活排水は、浄水場内の浄化槽を経て、雨水排水とともに 1 級河川木曾川水系郷瀬川へ放流しています。

(6) 防災計画

水道施設の設置にあたっては、表土の流出がないように工法に留意し、また、必要な措置を講じて施工します。

(7) 公害防止計画

水道施設の設置にあたっては、粉塵、濁水、騒音、振動及び廃棄物等に十分注意して施工します。

(8) 道路計画

新設する予定はありません。

(9) 緑地計画

浄水場としての衛生管理に支障のない範囲で、これまでも浄水場内に植栽を施してきましたが、今回工事以降の植栽は「自然環境の保全と再生のガイドライン」に従って、在来種を選定することとします。

3 庁内調整の状況（土地対策会議研究会開催（H26.1.29）以前）

(1) 都市計画法

建築指導課から、水道用水供給事業の施設として LNG サテライト設備を設置する場合は、都市計画法の適用除外となり、同法の開発行為の許可は不要と指導を受けています。

(2) 自然公園法

自然環境課から、犬山浄水場は敷地の西側が飛騨木曾川国定公園の普通地域となっているため、工作物の新築にあたっては、知事への届出が必要な場合があると指導を受けています。

(3) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

届出が必要な行為に該当するかどうかについて、尾張県民事務所環境保全課の指導に従うことと自然環境課から指導を受けています。

(4) 土壌汚染対策法

水地盤環境課及び尾張県民事務所の指導に基づき、犬山浄水場については、知事あてに県民の生活環境の保全等に関する条例第 39 条の 2 の履歴報告書を提出して受理されています。土壌の汚染の恐れはありません。

着工前には、再度、報告書提出後の状況について報告が必要と指導を受けています。

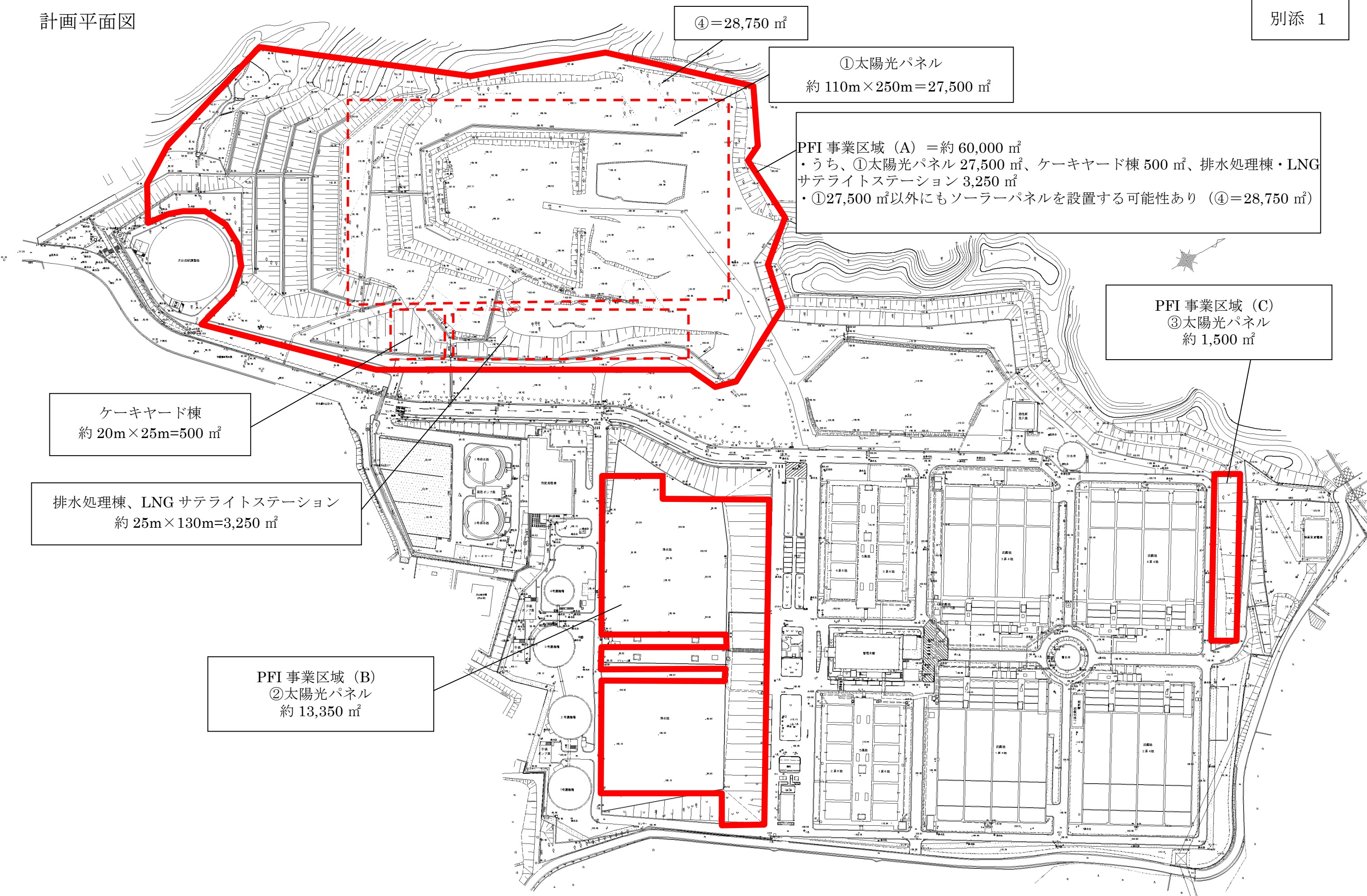
(5) 砂防法

砂防課から、犬山浄水場は敷地の東側が砂防指定地である旨の指導を受けています。

位置図

犬山浄水場：犬山市大字犬山字東洞 15 番





PFI 事業区域 = (A) + (B) + (C) = 約 74,850 m² ≒ 75,000 m²

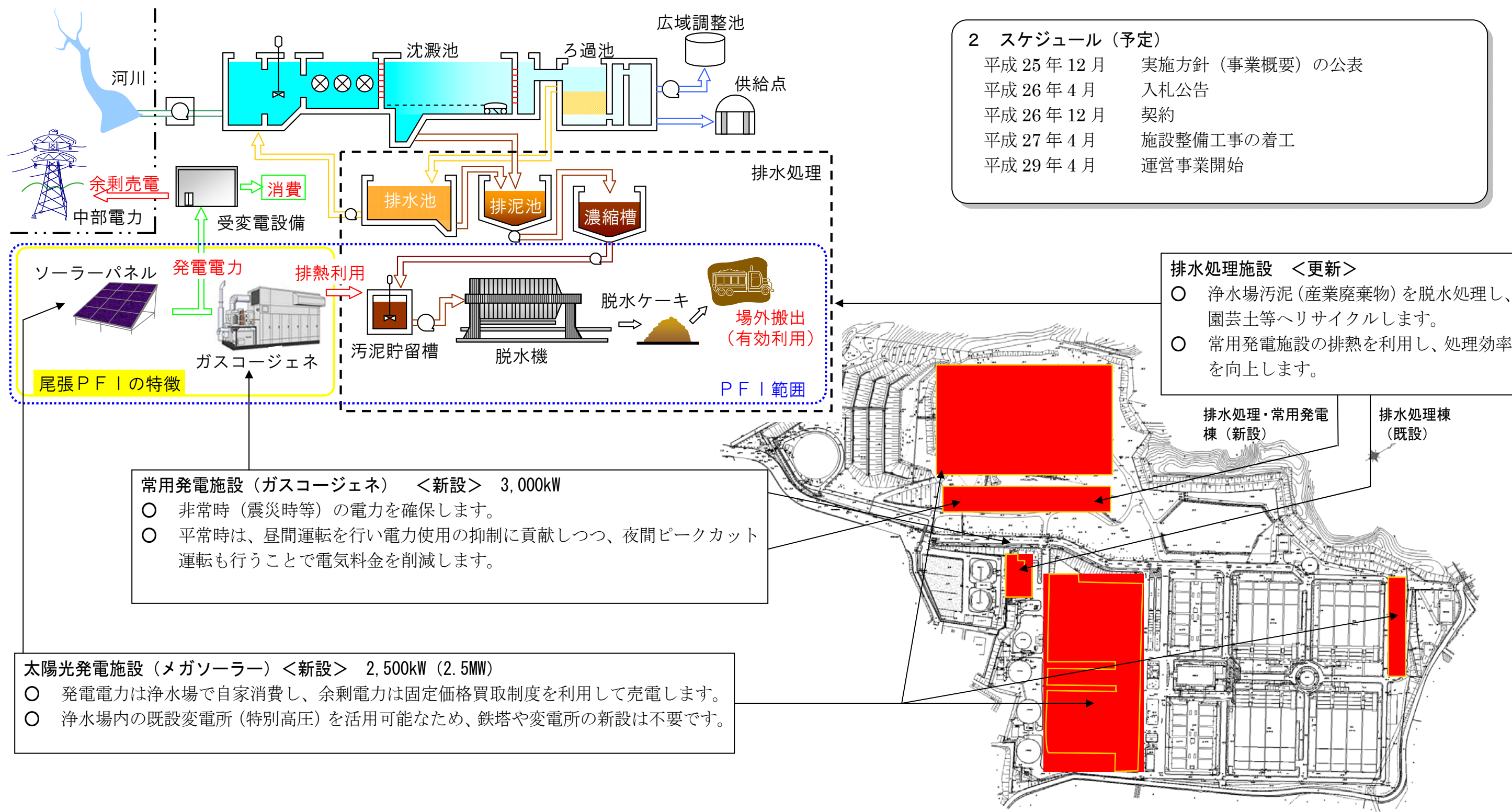
尾張PFIについて (犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業)

1 概要

- 尾張地域の2浄水場（犬山浄水場及び尾張西部浄水場）で排水処理業務にPFIを導入します（愛知用水地域（H18）、三河地域（H23）に次いで3例目）。
- 排水処理PFIは、浄水場排水処理施設の設計・建設（更新）と維持管理・運営（20年間）を民間の資金、ノウハウ及び技術力を活用して実施する事業です。
- 犬山浄水場については、常用発電施設（天然ガスコージェネレーション）及び太陽光発電施設（メガソーラー）の設計・建設（新規）と維持管理・運営（20年間）も排水処理PFIに組み込んで実施する予定です。

2 スケジュール（予定）

平成 25 年 12 月	実施方針（事業概要）の公表
平成 26 年 4 月	入札公告
平成 26 年 12 月	契約
平成 27 年 4 月	施設整備工事の着工
平成 29 年 4 月	運営事業開始



尾張PFIの特徴

常用発電施設（ガスコージェネ） <新設> 3,000kW

- 非常時（震災時等）の電力を確保します。
- 平常時は、昼間運転を行い電力使用の抑制に貢献しつつ、夜間ピークカット運転も行うことで電気料金を削減します。

太陽光発電施設（メガソーラー） <新設> 2,500kW (2.5MW)

- 発電電力は浄水場で自家消費し、余剰電力は固定価格買取制度を利用して売電します。
- 浄水場内の既設変電所（特別高圧）を活用可能なため、鉄塔や変電所の新設は不要です。

排水処理施設 <更新>

- 浄水場汚泥（産業廃棄物）を脱水処理し、園芸土等へリサイクルします。
- 常用発電施設の排熱を利用し、処理効率を向上します。

排水処理・常用発電棟（新設）
排水処理棟（既設）